

# 電気需給契約サービス内容説明書

本紙は弊社の電気需給契約の概要を説明するものであり、ご契約に際しましては、必ず電気供給約款をご確認ください。電気供給約款は弊社ホームページに掲載されております。なお、弊社は電気供給約款を必要に応じて変更する場合があります。変更の場合には弊社ホームページに掲示する方法または弊社が判断する適切な方法によりお知らせいたします。

交付日 : 20 年 月 日

営業担当者 : \_\_\_\_\_

## 1 電気需給契約の契約者について

お客さまと電気需給契約を締結する相手方は、**株式会社ケーブルメディアワイワイ** となります。電力の供給については小売電気事業者であるイーレックス・スパーク・マーケティング株式会社より行います。経済産業省の定める小売電気事業者の登録番号は **A0004** です。

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町三丁目3番地14号  
イーレックス・スパーク・マーケティング株式会社  
代表取締役・CEO 秋山 隆英  
HPアドレス : [www.erecx.co.jp](http://www.erecx.co.jp)

## 2 ご契約に関するお客さまのお問合せ先

ご契約内容などの各種お問合せは、弊社もしくはイーレックス・スパーク・マーケティング株式会社へご連絡ください。なお、お問合せの内容によりお問合せ先が異なりますのでご注意ください。

### ■ご利用料金に関するお問い合わせ

### ■ご契約内容の変更など

- ・ご契約内容の確認、変更、訂正、解約、お引越しに関するお問合せ
- ・その他、ご契約内容全般に関する各種お問い合わせ

## 株式会社ケーブルメディアワイワイ

☎ 0800-123-8181

※受付時間：月～土曜9：00～18：00（日曜・祝日を除きます）

延岡本社 〒882-0872 宮崎県延岡市愛宕町2丁目1-12

日向局 〒883-0014 宮崎県日向市原町1丁目97-3

### ■その他電気に関するお問い合わせ

- ・切り替え状況の確認
- ・停電・工事など緊急時のご連絡
- ・停電などのトラブルは全日24時間の対応

## イーレックス・スパーク・マーケティング株式会社

カスタマーセンター

☎ 0120-613-700

※受付時間：月曜～金曜9:00-20:00、土曜10:00-17:00（日曜・祝日を除きます）

※電話番号はご契約後お送りする「契約締結のお知らせ」にも記載しております。

## 3 お申し込みの方法

- ・お手元に現在の電力会社の「電気ご使用量のお知らせ（検針票）」をご用意ください。
- ・本資料または訪問担当者の説明に沿って、弊社の所定の申込み用紙に必要事項を記載のうえ、ご提出ください。
- ・現在ご契約されている電力会社への解約手続きは、弊社が行いますので、お客さまによる電力会社への解約手続きは必要ありません。

## 4 従前の電力契約解約に伴う不測の不利益について

従前の小売電気事業者との契約を解約することにより、以下のような不利益を被る可能性があります。実際にどのような不利益を被るかは従前の小売電気事業者にご確認ください。

- ① 過去使用電力量の照会不可
- ② 契約期間中の解約に伴う違約金の発生（複数年契約などの場合）
- ③ 発行ポイントの失効
- ④ 継続利用割引に適用される継続利用期間の終了
- ⑤ ご契約プラン「低圧電力S」に関して使用電力量が多い場合、電気料金が旧一般事業者の「低圧電力」プランのものと比べて高くなる可能性があります。

## 5 ご使用開始日、ご契約期間について

### ■ご使用開始日

▶他社からの切り替えの場合

- ・スマートメーターが設置されていない場合は、お申し込み後、所定の手続きが終了した日から起算して8営業日に2暦日を加えた日以降に到来する最初の検針日となります。
- ・スマートメーターが設置されている場合は、お申し込み後、所定の手続きが終了した日から起算して1営業日に2暦日を加えた日以降に到来する最初の検針日となります。

▶引越し（転入）の場合

- ・原則としてお客さまが希望した日。なお、弊社へのお申し込み前から既に電気を使用している場合は、その使用を開始した日が使用開始日となります。

### ■ご契約期間

- ・ご契約期間は使用開始日から需給契約を解約した日までとなります。

## 6 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、所轄の一般送配電事業者の定めによりませんが、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

## 7 スマートメーターの交換、その他工事費用

### ■スマートメーター

- ・スマートメーターが設置されていないお客さまは、スマートメーターへの交換が必要です。
- ・スマートメーターを設置することで電気のご使用量を自動的に検針したり、30分毎のご使用量を計測することができる電力メーター（計量器）です。

### ■スマートメーター設置工事と費用、停電

- ・スマートメーターは所轄の一般送配電事業者から請け負った工事会社が設置し、工事日については事前に工事会社よりお客さま宛に連絡がされます。
- ・スマートメーター交換は無料で、原則、停電することはありません。やむを得ず停電工事になる場合は、事前に工事会社から連絡があります。その場合、停電時間は5分程度になります。

### ■その他工事費用

- ・お客さまのご希望で発生する工事については、所轄の一般送配電事業者の託送供給等約款に記載されている内容に基づき、工事費用をご負担いただくことがございます。

## 8 検針日、使用電力量の計量方法および料金の算定方法

### ■ 検針日、計量方法

- ・検針日は所轄の一般送配電事業者の定めによります。
- ・使用電力量の計量は、ひと月毎に所轄の一般送配電事業者が計量器によって計量した値とします。

### ■ 料金の算定方法

- ・基本料金は原則ひと月として計算しますが、需給契約の解約などの理由により該当する月の日数を割った場合、日割計算とします。
- ・電力量料金については、料金の算定期間の使用電力量により算定します。
- ・その他、料金の算定方法の詳細は弊社の電気供給約款の定めによります。
- ・各料金項目ごとに小数点以下を四捨五入し合算致します。

## 9 契約電流、契約容量、契約電力

現在ご利用いただいている電力会社の契約電流、契約容量、契約電力によるご契約のお申込みをお願いいたします。

- ・契約電流、契約容量、契約電力の変更を希望される場合は、弊社とのご契約前に電力会社へご連絡いただくか、弊社とのご契約後に契約内容変更のお申込みをお願いいたします。
- ・契約容量のダウンのお申し込みは年一回のみとなります。

### ■ 契約電流（従量電灯B）

- ・契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。
- ・弊社へのお申し込みは30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

### ■ 契約容量（従量電灯C）

- ・契約上使用できる最大容量（kVA）をいいます。
- ・6kVA以上、50kVA未満のいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

### ■ 契約電力（低圧）

- ・契約上使用できる最大電力（kW）をいいます。
- ・0.5kW以上、50kW未満のいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

## 10 原子力立地給付金の取扱い

原子力立地給付金の給付を受けているお客さまにつきましては弊社とご契約後も給付金の対象となります。

### ■ 原子力立地給付金 給付対象のお客さま

- ・一般財団法人の電源地域振興センターが原子力発電施設等の周辺地域にお住まいのお客さま・企業等に、原子力立地給付金の交付を行っています。
- ・原子力立地給付金の交付対象地域は、原子力発電施設等の所在市町村、特定の隣接市町村・隣々接市町村で、交付単価は原子力発電施設等の設備能力等によって決められています。
- ・原子力立地給付金を給付されているお客さまは、弊社とご契約後も給付の対象となります。
- ・給付は電源地域振興センターよりお客さまに直接行います。
- ・特段、弊社に給付対象である旨をお申し出いただく必要はございませんが、お客さまのご契約情報を必要に応じて電源地域振興センターに共有いたします。

## 11 契約内容変更について

### ■ 名義変更・口座変更について

- ・名義変更は弊社サービス契約者から2親等以内までとさせていただきます。名義変更・口座変更ともに変更が発生した場合は弊社までお問合せください。

### ■ お引越しについて

- ・お引越しが発生した場合は弊社までご連絡ください。お引越し先によって弊社での移転手続または弊社サービスご解約手続きをご説明させていただきます。なお、ご連絡をいただく際には移転先での電気利用開始日を事前確認をお願い致します。
- ・弊社エリア外へお引越しの場合はご解約となります。

## 12 クーリングオフ

「特定商取引に関する法律」における「訪問販売」または「電話勧誘販売」により本契約を申込みした場合、本書面を受領した日（ご契約日）から起算して8日を経過するまでの間は、クーリング・オフが可能です。この場合、書面（詳細は裏面参照）にてご連絡ください。

## 13 料金その他の支払方法

電気料金については毎月、工事費負担金その他についてはその都度、料金その他の収納業務を行う弊社が指定した事業者または弊社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。また、1月のお客さまの電気料金が、1,000円を下回る場合については、翌月の料金とあわせて支払っていただくことがあります。

### ■ 銀行等金融機関を利用した口座振替

- ※毎月25日に口座から御引き落としとなります。
- ※弊社他サービスをご利用の場合、金額は合算されます。
- ※初回の電気料金のご請求までに口座情報が登録されない場合は、別にお送りする支払用紙でのお支払いになります。
- ※本サービスでは検針票およびご請求書・領収書の発行は致しておりません。

## 14 電気需給契約の解約

### ■ お客さまからの解約

- ・弊社から新たな供給者へのお切り替えによる解約は、新たな供給者を通じて行われますので、お客さまから弊社にご連絡いただく必要はございません。
- ・転居(引越し)などお客さまのご都合により電気を継続してご使用にならないことが明らかな場合、需給契約を解約することができます。転居の時期が決まりましたらすみやかに弊社へご連絡をお願いいたします。
- ・需給契約の解約に伴う違約金は発生いたしません。ただし、短期間での解約により、所轄の一般送配電事業者の託送供給約款に基づき弊社が工事費等の精算金を請求された場合、その当該金額をお客さまにご負担いただく場合がございます。

### ■ 弊社からの解約

- お客さまが次のいずれかに該当する場合、弊社は、そのお客さまの需給契約を解約することがございます。この場合、原則としてその旨をお客さまにお知らせいたします。
- ・お客さまが料金を2回目にお送りした所定のお支払用紙での支払期限を経過してなお支払いがない場合
- ・お客さまが電気供給約款の定めにより支払いを要することとなった料金以外の債務（違約金、工事費負担金その他電気供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- ・その他、弊社の電気供給約款に基づき弊社が必要と判断した場合

### ■ 特定小売供給のお申し込み

- 弊社との電気需給契約の解約後、お客さまが他の供給者から電気供給を受けられない場合、所轄の一般送配電事業者（電力会社）による電気供給の停止の可能性がございます。お客さまによる、所轄の一般送配電事業者への特定小売供給（電気供給）の申し込みが必要です。

## 15 託送供給約款に定められた需要家の責任に関する事項の遵守

お客さまが弊社へお申し込みいただくにあたり、所轄の一般送配電事業者の託送供給等約款に定められた以下の需要家の責任に関する事項を遵守していただくことを事前に承諾していただく必要があります。

- ・電力供給を行うに当たり必要な工事を行うために所轄の一般送配電事業者などの関連業者が需要家の敷地内などに立ち入る場合、その立ち入り許可の承諾などの協力をしていただきます。
- ・所轄の一般送配電事業者の給電指令に従っていただきます。
- ・お客さま、または所轄の一般送配電事業者の設備に係わる保安上の危険がある場合に電気の供給を停止することがございます。
- ・その他、託送供給等約款に定める保安等に対する需要者のご協力および調査へご協力いただきます。

## 16 弊社の電気供給約款の変更および説明方法に関する事前のご承諾

お客さまが弊社へ需給契約をお申し込みいただくにあたり、弊社の電気供給約款の内容を事前にご承諾いただきます。また、弊社は必要に応じて電気供給約款を変更することがあります。この場合の供給条件は、変更後の電気供給約款によります。また、変更後の電気供給約款は、弊社が判断する適切な方法によりお知らせいたします。

## 17 料金債権の譲渡

弊社はお客さまとの需給契約における料金債権を業務委託先へ譲渡することがあります。また、その債権譲渡の対象となったお客さまの料金支払い方法は、「13 料金その他の支払方法、支払期限」によらず弊社が債権譲渡した業務委託先が定める支払方法によります。債権譲渡の場合、お客さまの料金は業務委託先へ支払っていただきます。

## 18 支払証明書の発行

お客さまが需給契約に係わる料金の支払証明書の発行を希望された場合、1契約および支払証明書1通につき500円（税込）をお客さまにご負担いただきます。なお、支払証明書は需要場所の需給契約ごとに発行し、支払証明書1通に記載する対象期間は毎年1月から12月までとします。

## 19 個人情報の取り扱い

お客さまから取得する個人情報は弊社にとって重要な情報であり、その個人情報を確実に保護することは、弊社の重要な社会的責務と認識しております。したがって、弊社は、事業活動を通じて取得する個人情報を、弊社ホームページに掲載の方針に従って取り扱い、個人情報保護に関して、お客さまへの「安心」の提供および社会的責務を果たしていきます。

## 20 お客さま情報の共同利用

お客さまへ電力供給するためのお手続きにあたり、弊社はお客さまの情報を関係事業者と共同利用する場合がございます。共同利用の目的、範囲等の取り扱いについては次のとおりです。ご理解とご協力をお願いいたします。

- ①〔共同して利用する（※1）お客さま情報〕
  - ・基本情報（氏名、住所、電話番号、小売供給契約もしくは電気需給契約（以下「小売供給等契約」といいます。）の契約番号）
  - ・供給（受電）地点に関する情報（託送供給契約又は発電量調整供給契約（以下「託送供給等契約」といいます。）を締結する一般電気事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法）
- ②〔共同利用する者の範囲〕
  - 小売電気事業者（※2）、一般電気事業者（※3）、電力広域的運営推進機関
- ③〔利用する者の利用目的〕
  - ・託送供給等契約の締結、変更又は解約のため
  - ・小売供給等契約の廃止取次（※4）のため
  - ・供給（受電）地点に関する情報の確認のため
  - ・電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般電気事業者の業務遂行のため
- ④〔上記お客さま情報の管理責任者〕
  - ・お客さま基本情報：小売供給等契約を締結している小売電気事業者又は一般電気事業者
  - ・供給（受電）地点に関する情報：供給（受電）地点を供給区域とする一般電気事業者

※1 弊社は、共同利用の目的のために必要な範囲の事業者に限定してお客さまの個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全ての小売電気事業者及び一般電気事業者との間でお客さまの個人情報を共同利用するものではありません。

※2 小売電気事業者とは、電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）第2条の5第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、資源エネルギー庁のホームページに掲載されている登録小売電気事業者一覧記載の事業者をいいます。

※3 一般電気事業者とは、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社及び沖縄電力株式会社をいいます。

※4 「小売供給等契約の廃止取次」とは、お客さまから新たに小売供給等契約の申込みを受けた小売電気事業者が、スイッチング支援システムを通じて、お客さまを代行して、既存の小売電気事業者に対して、小売供給等契約の解約の申込みを行うことをいいます。

## 21 「でんきセット割」について

- ①「ワイワイでんき」と弊社セット割対象サービスを合わせてご利用いただくことでセット割引が適用されます。
  - 「でんきセット割」の組み合わせおよび割引金額は以下の通りです。
    - 対象サービス：ケーブルテレビサービス（地上波再送信サービスを除く）  
ケーブルインターネットサービス  
固定電話サービス
    - セット割引対象
      - 1. 上記対象サービスのうち1つを利用：100円/月（税別）
      - 2. 上記対象サービスのうち2つを利用：200円/月（税別）
      - 3. 上記対象サービスのうち3つを利用：300円/月（税別）
- ②適用開始…上記セット割引の適用条件を満たした当月電気料金分から適用
- ③適用終了…上記セット割引の適用条件を満たさなくなった翌月電気料金分から不適用
- ④解約に伴う「でんきセット割」に対する違約金はありません。

◆セット割適用による料金イメージ（電気料金の詳細は次ページをご覧ください）

$$\text{電気料金} = \text{基本料金} + \text{電力量料金 + 燃料費調整単価 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金} - \text{でんきセット割}$$

## 22 ワイワイポイントサービスについて

「ワイワイでんき」はワイワイポイントサービスの対象外サービスです。

# 料金プラン 料金計算方法

## 料金計算方法

電気料金は、基本料金とその月の使用電力量に応じて計算する電力量料金の合計に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額となります。電力量料金は燃料価格の変動に応じて、「燃料費調整額」を加算もしくは減算して算定いたします。  
ご請求金額は各料金項目ごとに小数点以下を四捨五入し合算致します。

$$\text{電気料金} = \text{基本料金} + \text{電力量料金} + \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金}$$

基本料金は、 $\left(\frac{\text{当該月日数}}{30} \times \text{単価}\right)$  で計算されます。

電力量料金は、 $\text{電力量料金単価} \times \text{使用量} + \text{燃料費調整額} (\text{燃料費調整単価} \times \text{使用量})$  で計算されます。

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、 $\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金単価} \times \text{使用量}$  で計算されます。

## 九州MC従量電灯B … 九州電力の従量電灯Bに相当

ファミリー世帯、電気のご使用量が多いお客さまに  
おすすめのスタンダードなメニューです。

基本料金 (税込)	30アンペア	1契約	870円42銭
	40アンペア		1,160円56銭
	50アンペア		1,450円70銭
	60アンペア		1,740円84銭
電力量料金 (税込)	最初の120kWhまで(第1段階料金)	1kWh	17円13銭
	120kWhをこえ300kWhまで(第2段階料金)		22円11銭
	300kWhをこえたもの(第3段階料金)		23円01銭
電気料金の例	40アンペア契約で月間使用量が300kWhの場合、1ヶ月の電気料金は、 <b>7,195円※(税込)</b> となります。 ※燃料費調整額、再エネ賦課金は加算していませんが供給開始後は上記の計算方法に基づき算定した料金をご請求をいたします。		

## 九州MC従量電灯C … 九州電力の従量電灯Cに相当

電気製品の多いご家庭や、業務用大型冷蔵庫などをご使用の商店、事務所などでご使用量の多いお客さまにおススメなメニューです。  
原則6kVA以上、50kVA未満の場合のご契約です。

基本料金 (税込)	1kVAあたり		290円14銭
電力量料金 (税込)	最初の120kWhまで(第1段階料金)	1kWh	17円13銭
	120kWhをこえ300kWhまで(第2段階料金)		22円11銭
	300kWhをこえたもの(第3段階料金)		22円58銭
電気料金の例	9kVA契約で月間使用量が800kWhの場合、1ヶ月の電気料金は、 <b>19,937円※(税込)</b> となります。 ※燃料費調整額、再エネ賦課金は加算していませんが供給開始後はP7の計算方法に基づき算定した料金をご請求をいたします。		

## 九州MC低圧電力 … 九州電力の低圧電力に相当

商店や工場などでモーター等の動力を標準電圧200V（三相3線式）で  
使用されているお客さま向けのメニューです。  
契約電力は原則50kW未満のご契約になります。

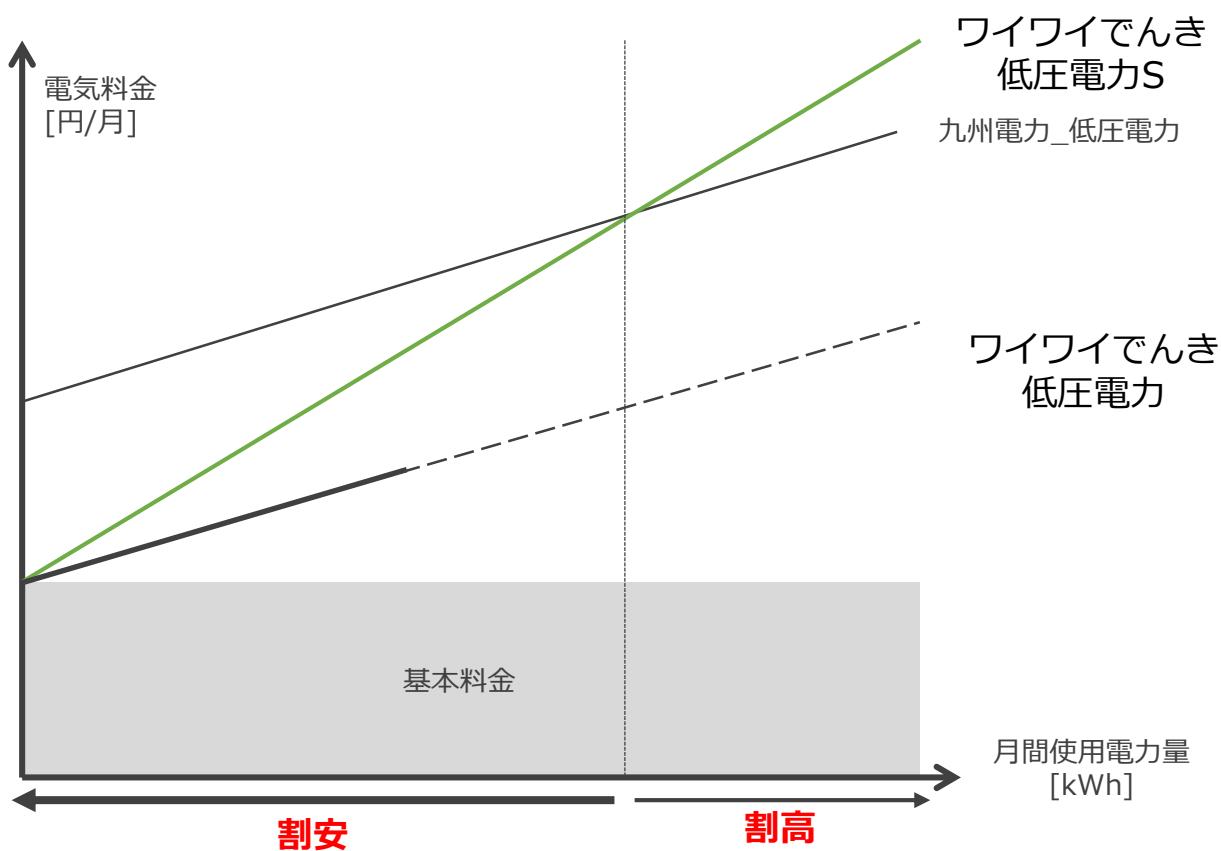
基本料金 (税込)	1kWあたり		894円24銭
電力量料金 (税込)	夏季（毎年7月1日から9月30日）	1kWh	16円79銭
	他季（毎年10月1日から翌年の6月30日）		15円14銭
電気料金の例	8kW契約で年間使用量が4800kWh（月間400kWh）の場合、電気料金（税込）は <b>1年間で160,500円※（月間13,375円※）</b> となります。 ※燃料費調整額、再エネ賦課金は加算していませんが、供給開始後はP7の計算方法に基づき算定した料金をご請求をいたします。		
注意事項	<b>使用電力量の多いお客さまはご契約できない可能性があります。</b> 申込時に、料金シミュレーションによるお客さまの1年間の使用量をご提供いただく必要があります（※1年間分の使用量情報をお持ちでない場合は、一般電気事業者のカスタマーセンターへお問い合わせいただき、不足月の使用量情報を入力いただく必要がございます）、 <b>1年間の推定使用量が[契約電力×1051]kWh以上の場合</b> 、本料金プランをご契約いただくことはできません。さらに、ご契約後、使用電力量が上記の基準を上回る状態が続く場合、弊社からご解約を要請する場合がございます。また、使用電力量が、約款記載の方法での四捨五入の結果、0kWhとなる場合は、基本料金を半額とさせていただきます。		

## 九州MC低圧電力S … 九州電力の低圧電力に相当

商店や工場などでモーター等の動力を標準電圧200V（三相3線式）で使用されているお客さま向けのメニューです。  
契約電力は原則50kW未満のご契約になります。

基本料金 (税込)	1kWあたり		894円24銭
電力量料金 (税込)	夏季（毎年7月1日から9月30日）	1kW h	17円13銭
	他季（毎年10月1日から翌年の6月30日）		15円45銭
電気料金の例	8kW契約で年間使用量が4800kWh（月間400kWh）の場合、電気料金（税込）は1年間で162,024円※（月間13,502円※）となります。 ※燃料費調整額、再エネ賦課金は加算していませんが、供給開始後はP7の計算方法に基づき算定した料金をご請求をいたします。		
注意事項	<b>使用電力量の多いお客さまは料金が割高となる可能性があります。</b> 契約電力(kW)に対して使用電力量が多い場合、電気料金が、旧一般電気事業者（例、東京電力エナジーパートナー(株)、九州電力(株)など）の「低圧電力」プランのものと比べて割高となる可能性があります。また、使用電力量が、約款記載の方法での四捨五入の結果、0kWhとなる場合は、基本料金を半額とさせていただきます。		

## 九州電力との電気料金比較



### 【クーリングオフのお知らせ】

- ①お客さまが訪問販売及び電話勧誘でお申込された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面（下図参照）により、無条件で申込みの撤回を行うこと（以下、「クーリングオフ」といいます。）ができ、その効力はお客さまが書面を発信したとき（郵便消印日付など）から発生します。  
但し、訪問販売において、その場で申込みをせず、後日申込書の郵送で申込みをされた場合、又は受け取った申込書で申込みをせず、後日webを通じて申込みをされた場合、さらに、電話勧誘によって受け取った申込書で申込みをせず、後日webを通じて申込みをされた場合は、クーリングオフの対象となりませんので、ご注意ください。  
尚、現金取引（契約したその場で商品の引渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと）で、その金額が、3,000円未満のときは、クーリングオフはできません。
- ②この場合、お客さまは、
  - ・ 損賠賠償及び違約金の支払を請求されることはありません。
  - ・ すでに引き渡された商品の取引に要する費用や移転された権利の返還に要する費用は事業者が負担します。
  - ・ すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることができます。
  - ・ 商品を使用もしくは消費し、または権利を行使してから得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。
  - ・ 役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。
- ③上記クーリングオフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、事業者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面によりクーリングオフすることができます。
- ④クーリングオフの行使の方法は、下図のようにハガキ等に必要事項をご記入のうえ、ケーブルメディアファイブ宛てに郵送してください。

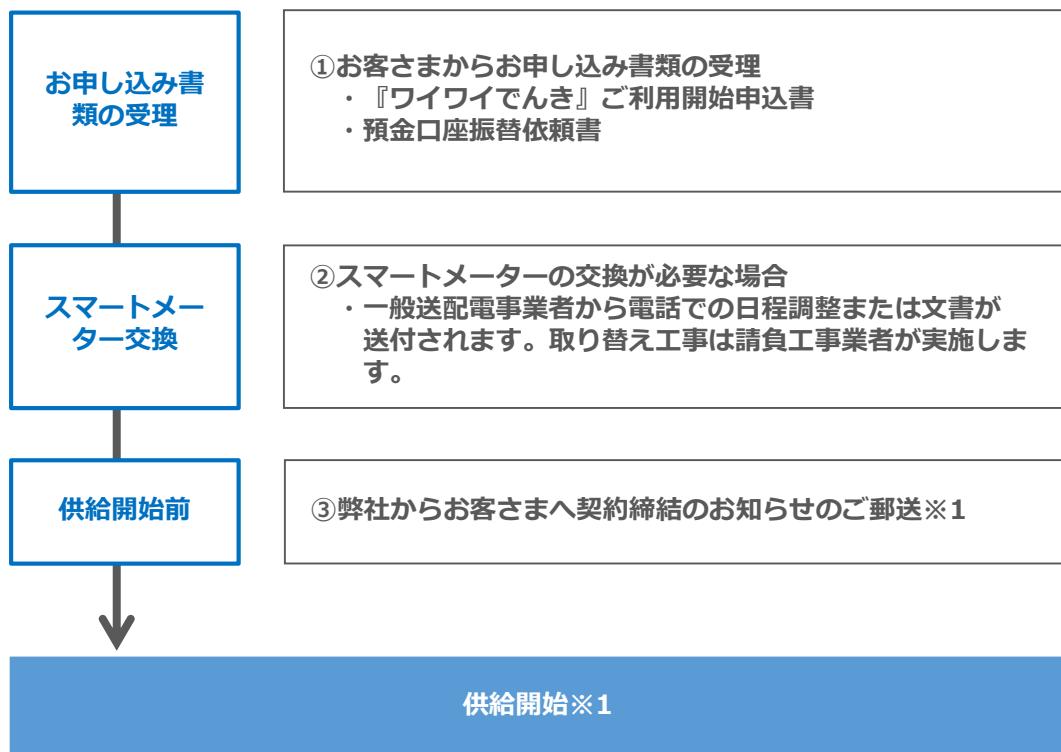
※下図の参考例はハガキによるものですが、簡易書留が確実です。また、内容証明郵便、特定記録郵便、書留なども確実です。

切手	郵便はがき 〒882-0872	宮崎県延岡市愛宕町 2丁目1-12	申込の撤回通知
	ケーブルメディアファイブ 行		
ご住所 ご契約者名 電話番号			・ 申込日…平成〇年〇月〇日 ・ 役務の種類…ワイワイでんき 右記の契約について、申込を撤回します。

# 電気需給契約のお切り替え 供給開始までの流れと申込書記入

## 1 供給開始までの流れ

お客さまから申込書を受取り、お切り替えの手続きを開始いたします。



※1：手続きの関係上、供給開始日までにお客さまのお手元に「契約締結のお知らせ」が届かない場合がございますが、お知らせの到着が間に合わなくても供給は開始されます。

※2：使用電力量・ご利用料金は弊社（0982-22-1500）までご連絡ください。

## 2 『ワイワイでんき』ご利用開始申込書の記入

ご利用開始申込書は、**電気需給契約締結のもととなる**大事な書類です。ご記入の際には項目漏れ、お間違いの無いよう、くれぐれもご注意ください。**供給地点特定番号**が記載された「**電気ご使用量のお知らせ（検針票等）**」をお手元にご準備いただき、申込書へ記入をお願いいたします。お間違いや確認事項がございますと、お手続きの関係上、お切り替えまでにお時間をいただく場合がございますので、ご協力をお願いいたします。

## 3 ご利用開始申込書 記入方法

ご利用開始申込書は可能な範囲で全ての項目に、黒色のボールペンではっきりとご記入ください。

**1** お申込日(西暦) 20 年 月 日  
申込日を記入ください。

**2** サービス内容  
● サービス内容を理解したうえで申し込みをします。  
● 電気供給約款の記載内容について承諾します。  
● 供給エリアの一般送配電事業者が定める託送約款規定における需要者に関する事項を遵守します。  
● 現在、電力団員、電力団専属職員、総会層等の反社会的勢力には該当せず、将来にわたっても該当しません。  
※ 上記内容に同意し、申込みを行います。  
ご署名欄(法人は役職・代表者名を記載)

**3** 契約区分  
個人  法人   
個人が法人を選択ください。

**4** 供給地点  
ご契約中の電気事業者名  
九州電力  他社からの乗り換え   
他社からの切り替えは「他社から乗り替える場合」を選択ください。

**5** 検針票  
ご契約容量  
従量電灯B  従量電灯C  低圧電力  低圧電力S   
ご契約容量 (A・kVA・kW)    
ご使用開始希望日  
次回または次々回検計日  新築引越し等で検計日以外での使用開始希望 (※新築はできません)  
20 年 月 日 より使用開始希望  
新築、引越し等で検計日以外でご使用開始希望でなければ「次回または次々回検計日」を選択ください。

ご契約者さまの情報  
お名前 フリガナ  
ご連絡先電話番号  
固定電話 0982 - -  
携帯電話 - -  
ご契約者さまの情報  
※お名前は検針票に記載されている通りにご記入ください。(カタカナの場合はカナカナでお願い致します)

ご使用者さまの情報  
お名前 フリガナ  
ご連絡先電話番号  
固定電話 0982 - -  
携帯電話 - -  
ご使用者さまの情報  
ご契約者様とご使用者様が異なる場合

TV・NET・TELをご契約中の方は契約ご名義を記入ください

ワイワイでんきに関する送付物の送付先を選択ください。

22桁の供給地点特定番号は現在契約中の電気事業者が発行する『電気ご使用量のお知らせ』に記載されています。

- ① ~ ④ に関しては『電気のご使用量のお知らせ』と同じ内容をご利用開始申込書にご記入ください。
- ⑤ に関しては同じ契約種別を選択ください。

**1** お客さま番号 (19桁)

**2** 供給地点特定番号 (22桁)

**3** 従量電灯B

**4** 30アンペア

**5** 検針票番号